### 研究論文

# 企業評価としての包括利益の認識と有用性

稲 岡 潔・中 尾 一 博

Recognition and usefulness of comprehensive income for corporate evaluation

Kiyoshi INAOKA Kazuhiro NAKAO

【要 約】2006 年 5 月から施行された会社法は、わが国においても包括利益に関する情報を損益計算書および連結損益計算書に表示できる道を開いた。しかしながら、具体的な包括利益の測定と表示の問題に関する取り組みは、国際会計基準審議会(IASB)をはじめ各国とも今現在進行中である。

一方で、新たな業績指標としての包括利益が、従来の当期純利益に対比して優位性を示していないのではないかという問題も議論されている。わが国では、財務会計が提供する情報のうち今日まで最も重要と考えられてきたのは当期純利益である。新たな業績指標としての包括利益は利用者に有意な情報を与えないとする研究結果もみられる。

本稿は、米国会計基準を採用する日本企業の財務データから、有価証券の評価差額に焦点を絞り、「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響と、企業評価からみた包括利益の認識とその有用性を明らかにすることを目的に、実証分析を中心に考察したものである。

実証分析結果から、「その他有価証券」が当期純利益に影響を与えた可能性を指摘した。さらに、企業評価としての包括利益の認識には、「その他の包括利益」を実現利益と並存させることが望ましいと述べた。

わが国においては、米国会計基準適用会社を中心に「その他の包括利益」を開示しており、財務指標の算出と比較可能性の点で、アナリストや投資者を混乱させている。しかしパラドキシカルに言えば、財務諸表分析に新たな評価指標の導入を促しているともいえる。包括利益は今後ますます実証分析の蓄積を経て、利用者の多様な分析目的に対し有用な情報を与えることになろう。

# はじめに

これまで包括利益の情報表示をめぐって、アメリカの財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)では「包括利益計算書」(statement of comprehensive income)が、そしてイギリスの会計基準審議会(Accounting Standards Board: ASB)では「総認識利得損失計算書」(statement of total recognized gains and losses)が制度化された経緯がある。

2006 年 5 月に施行された新しい会社法は、わが国においても包括利益に関する情報を損益計算書および連結損益計算書に表示できる道を開いた。しかしながら、包括利益の測定と表示に関する問題への取り組みは、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) をはじめ、各国ともいまだ進行中である。

特に、新たな業績指標としての包括利益は、当期純利益と対比して優位性を示していないという問題が議論されている。わが国においても、財務会計が提供する情報のうち、今日まで最も重要と考えられてきたのは、毎期の当期純利益である。新たな業績指標としての包括利益は投資者の意思決定に影響を与えていないとする研究結果も多い。

米国会計基準で連結財務諸表を作成している日本企業は、すでにアメリカの財務会計基準に 準拠して、包括利益に関する会計情報を公表している。

本稿は、米国会計基準を採用している日本企業の財務データから、第一に、有価証券の評価差額に焦点を絞り、「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響を明らかにすること。第二に、包括利益の測定方法を通じて、企業評価からみた包括利益の認識とその有用性を明らかにすることを目的としている。

### 1 包括利益計算書へのアプローチ

#### 1.1 2つの利益概念の位置づけ

会計上の対立する利益概念として「純利益」と「包括利益」が挙げられる。「純利益」対「包括利益」と似た構図で捉えられてきた問題として、当期業績主義利益と包括主義利益の問題がある。

日本では、「企業会計原則」設定当時は当期業績主義が採用されたが、1974年の「企業会計原則」の修正によって包括主義に移行し、財務諸表体系もそれに合わせて修正された。ただし、最終利益として包括主義利益を計算表示するとしても、その途中の段階で反復性のない臨時損益項目を除いた「経常利益」を計算し、当期業績主義利益をも実質的に表示できる体系となっている。

純利益の概念は、当期業績主義とも包括主義とも結びつくのであるが、このような歴史的経緯を踏まえると、現行の損益計算書の最終利益たる純利益は概ね包括主義に立脚しているといえる。他方、包括利益は、純資産のすべての期首期末の変動額を含むものであるから当期業績

主義と結びつくことはなく、包括主義を前提とする利益の概念であるといえる」。

収益費用利益観と資産負債利益観という対立的な利益観の共存を受け入れるならば、リサイクル型の業績報告は、収益費用利益観に連なる原価実現利益も資産負債利益観に連なる包括利益も、両方とも計算表示される点でどちらか一方のみが計算表示される方法よりも、情報内容が豊かであるという意味で有用性の高い業績報告であると佐藤(2006)はいう<sup>2</sup>。

### 業績指標としての利益概念の対立

IASB における業績指標としては業績報告書の包括利益が最終利益になっており、現在の損益計算書が純利益を最終利益とすることと大きく異なる。国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)3 をはじめ米国基準や英国基準が企業業績を示す1つの指標として包括利益を採用していることは資産負債アプローチに立脚していることを意味する。このアプローチの根底には、企業活動の目的は企業の持分たる富を増大させることにあると考える。そのためには、企業のストックの変動を把えることが企業活動の成果を把握するための最善かつ唯一の方法となり、したがって包括利益が企業業績を示すことになるのである4。

#### その他の包括利益の特徴

日本においても、会計基準の国際調和化を目指して、「会計ビッグバン」と呼ばれる会計基準の設定・改訂が行われてきた。この大幅な会計基準の変革の中で、1999 年 1 月に「金融商品に係る会計基準」が公表され、2001 年 3 月期決算より貸借対照表に計上されている金融資産の時価評価が求められるようになった。

金融資産は、一般的には市場が存在することにより客観的な価格として時価が把握でき、当該価格により換金決済等を行うことも可能である。したがって、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産は、投資情報、企業の財務認識および国際的共通化の観点から、これを時価評価し適正に財務諸表に反映させることは可能である。ただ金融資産の属性および保有目的によっては、実質的に価格変動リスクを認める必要性のない場合や、直ちに売買・換金を行うことは事業遂行上制約がある場合等があり、画一的に時価評価を求めるのは難しい。このため時価評価を基本としつつ、保有目的に応じた処理方法を定めることが妥当となる。

わが国の金融商品会計基準では、有価証券はその属性又は保有目的に応じた評価方法が適用 されるべきであるという基本的な考え方から、 売買目的有価証券、 満期保有目的の債券、

子会社・関連会社株式、 その他有価証券の4つに分類する。その保有目的に応じて評価基

<sup>1</sup> 例えば、川村義則「純利益と包括利益」『企業会計』vol.56 No.1、2004 年、p.50 を参照されたい。

<sup>2</sup> 佐藤信彦 (2006) 「時価情報と業績報告」 『会計』 第169巻 第1号、p.40による。

<sup>3</sup> 現在、国際会計基準審議会(IASB)は従来の国際基準(IAS)をより高品質の会計基準にすることにより、各国の会計基準を調和化から収斂(convergence)に向け国際財務報告基準(IFRS)として統一化を図ろうとしている。

<sup>4</sup> このような指摘は、野坂和夫「業績報告における当期純利益の重要性」『JICPA ジャーナル』2004 年、 p.66 にもみられる。

準と評価額の取扱いはそれぞれ異なる。

の「売買目的有価証券」の評価差額は当期の損益として処理される。すなわち、当期において時価の変動が生じた有価証券について、決算日における時価によりその有価証券が評価され、結果生じる評価差額は損益計算上、収益または費用として計上される。

の「その他有価証券」の評価差額は純資産に計上される。これは、その他有価証券はいずれ売却されるもののただちに売却することを目的としているものではないため、評価差額を当期の損益として処理することは適切ではないと考える。評価差額は、原則として全部資本直入法又は部分資本直入法を適用して純資産に計上されることとなっている。

しかしこのような処理は、資本取引による株主の払い込みや払い出しがなかったとすれば、 損益計算で計算される期間損益と貸借対照表の純資産の一会計期間における増減額が一致する というクリーン・サープラス関係を崩すものとなる<sup>5</sup>。詳しくは後述するが、このように損益計 算書を経由せずに貸借対照表の純資産に直接計上される項目が増加する可能性がある。これら の項目は、これまで連携してきた損益計算書と貸借対照表のクリーン・サープラス関係を崩す ことにつながる。

現行の包括利益は、純利益が途中経過として開示されるか否かに関係なく、計算上は純利益に複数の評価差額(「その他の包括利益」項目)を加えたものであり、「その他の包括利益」項目の多くは期間連続的なものではないので、「予測価値」は低い。たとえば、当期の外貨換算調整勘定がいくらだったから、次期はいくらであると予測することは困難なのである。

とはいえ、純利益の開示に加えて包括利益を開示することには様々なメリットがある。まず、商品売買における実現・未実現の判断や有価証券の保有意図の解釈を利用した機会主義的な、利益操作を無意味化する効果も有している。純利益において、経営者の期待や計画を反映させると同時に、包括利益の開示によって経営者のこのような操作を抑止するとすれば、業績開示の透明性は一層高まることが期待される6。

#### 1.2 IFRS からみる包括利益の動向

現行の財務諸表に変更を加えることなく未実現保有損益を表示する方法としては、2.1 で述べる FASB の「二計算書方式」のような新たな財務表を作成する方法がある。

もちろんここでは、未実現損益が将来、実現損益と同じく確実にキャッシュフローに影響を与えることが前提となるのであり、もしキャッシュフローに影響を与えないというのであれば、情報としての有用性があっても注記または株主持分変動計算書という形式で開示すべきである。あるいは、実現しているか否かよりも、実現可能か否かで線引きを行うべきであるという見方も可能である。

<sup>5</sup> クリーン・サープラス関係維持の議論については、内田浩徳「包括利益計算書における理論的機能と実務的機能」『商学論集』2004 年、pp.62-63 に負っている。

<sup>6</sup> 徳賀芳弘「業績報告のあり方について - 包括利益か純利益か - 」『企業会計』vol.59 No.1、2007 年、p.90 より。

しかし、未実現損益が実現損益と同じ性質と仮定すれば、注記や株主持分変動計算書に開示する場合、その前提として損益計算書を経由せず、資本の部(純資産)を直接動かすことになる。損益計算書以外での新たな財務表を作成するメリットは、従来の損益計算書の機能に大きな変更を加えることなく、貸借対照表の情報機能の改善を図れることにある。一方、損益計算書の区分表示を利用して、未実現損益等を損益計算書に反映させる方法も可能である。ところが、未実現損益等を損益計算書に反映させるというアプローチをとることは、少なくとも従来の会計慣行と大きく異なり、情報利用者が蓄積してきた情報利用のノウハウの意義を減少させるおそれもある。たしかに、損益計算書の区分表示を適切に行うことによって回避できる問題ではあるが、どのような区分表示が適切であるかを明確にすることは容易ではない。例えば、未実現損益額を一行にまとめたのでは、未実現損益にも実現可能性や実現のタイミングなどにおいて様々なものがあることから、情報として不十分である。

このように、「包括利益計算書」といった新たな財務表を導入することは、損益計算書に未 実現損益を計上すべきでないから緊急避難的に貸借対照表の資本の部に直接計上する、という 従来の会計慣行のもつ欠点を補うことになる。

すなわち、「包括利益計算書」は「企業の一期間の財務業績ないし財務活動の状況を示す損益 計算書と貸借対照表の連繋を明示するための手段」<sup>7</sup>となる。

国際会計基準は 1996 年 7 月の公開草案第 53 号(Exposure Draft: E53) 『財務諸表の表示』で、包括利益計算書に相当する計算書の導入を提案した。しかし、反対意見が強かったことから、1997 年 7 月の国際会計基準『財務諸表の表示』(改訂 IAS1)<sup>9</sup> では、包括利益計算書の作成を強制せず、これに代えて株主持分の変動を表示する計算書の作成を義務づけることとした。ただし、包括利益の構成要素以外の項目を注記により表示する方式も認めることとし、包括利益計算書と同じ様式を採用する道を開いた。

改訂 IAS1 とアメリカ基準 (SFAS130)の最大の相違点は、改訂 IAS1 では「包括利益」に相当する合計額の開示を義務づけていないことである。「その他の包括利益」に相当する項目の合計額のみであり、当期純利益との合計額については要求がない。この点は、改訂 IAS1 が「包括利益」概念を明確には導入していないことを示すものといえる。さらに、「その他の包括利益」に相当する項目の開示方法として、「株主持分変動計算書」と「包括利益計算書」の二つの表示方法を認めていた。

つぎに、IASC では新たなプロジェクトを立ち上げ、ポジションペーパー「財務業績の報告」 (Reporting of Financial Performance)  $^{10}$  を 1999 年に公表した。その主な結論は、『営業活動』、『資金調達およびその他の財務活動』、『その他の利得・損失』(Other gain and losses)の 三つの構成区分からなる単一ステートメントを採り、リサイクルは妥当でないというものであ

<sup>7</sup> 岩崎 勇「財務業績と包括利益計算書」『会計』第 154 巻 第 3 号、1998 年、p.380。

<sup>8</sup> IASC: E53, Presentation of Financial Statements, July 1996.

<sup>9</sup> IASC: IAS No1(revised), Presentation of Financial Statements, August 1997.

<sup>10</sup> IASC: G4+1 position paper, Reporting Financial Performance, August 1999.

った<sup>11</sup>。

その後 IASB は、2002 年より業績報告書の開示方法について積極的に会議を開催している12。 2002 年 4 月の ASB との共同会議では、マトリックス形式による業績報告書を提案した。IASB が検討していた業績報告書案は、上部を「営業活動」、下部を「金融活動」とに区分し、さらに それぞれを収益項目と評価調整項目に分けて表示し、それらを合算したものを包括利益とするものであった。しかし、この形式の場合もリサイクルを禁止している。

IASB は、ASB との共同会議を継続し、2002 年 9 月には、新しい業績報告書案を提案した。この提案でもマトリックス形式をとり、上部に「営業活動」、下部に「金融活動」とに区分し、それぞれを収益項目と評価調整項目に分けて表示するまでは 4 月の共同会議と同一である。しかし、ここでは収益項目と評価調整項目ともに最終行で包括利益としている。

これらが最終的な基準となった場合、もはや「純利益」や「一株当たり利益(EPS)」といった実現概念に基づく指標はなくなる。このような業績報告は、「包括利益をもって一株当たり利益計算の分子とすべきかという問題を再び提起することになる | 13 とする意見も多かった。

その後、2004 年に IASB は共同プロジェクトに FASB を加え、外部の専門家の意見を幅広く聞くためにワーキング・グループ (Joint International Group on Performance Reporting: JIG) を組織した。JIG では 2005 年 1 月に「要求される主要財務諸表、比較財務諸表の年数」などが議論され、ついで同年 6 月に「純利益の意味」など、同年 9 月には「純利益・包括利益とリサイクリングというテーマを含む 10 の項目」に関する議論がなされた。

一方、2005 年 4 月に開催された、IASB と FASB の合同会議において、包括利益をボトムラインとし、その小計として純利益を含む一つの計算式の作成を要求することが合意された。それを受けて、純利益情報が現在どのように用いられているかについての理解を深めるために、JIG のメンバーに対して、純利益の意味について報告するよう要請された<sup>14</sup>。

現在もプロジェクトを、財務諸表全般の表示問題を中心としたセグメント A と、純利益開示やリサイクルの是非を検討するセグメント B とに区分して、検討が進められている。セグメント A では、包括利益をボトムラインとして純利益も開示する一計算方式と純利益と包括利益をボトムラインとする二計算方式の両方を認容する方向で合意が進められている。セグメント B では、リサイクリングについて検討が進んでいる<sup>15</sup>。

JIG の会議においては、包括利益情報の有用性については肯定的な見解と否定的な見解とに分かれていた。もし包括利益情報には有用性があるとの見解で意見が一致していたのであれば、

<sup>11</sup> この結論に至る経過については、石川純治『時価会計の基本問題』中央経済社、2000 年、p.250 に詳しい。

<sup>12</sup> 国際会計基準委員会 (IASC) は財団の中に、会計基準設定主体である国際会計基準審議会 (IASB) を設置し、2001 年 4 月より IASB が国際会計基準を設定することになった。

<sup>13</sup> 桜井久勝「1 株当たり利益情報と財務分析」『企業会計』vol.54 No.12、2002 年、p.24。

<sup>14</sup> 詳しくは、山田康裕「業績報告の新展開と純利益の意味」『会計』第 170 巻 第 6 号、2006 年、p.868 を参照されたい。

<sup>15</sup> 詳しくは、徳賀芳弘、前掲書、pp.87-88 を参照されたい。

包括利益情報の開示を要求しようとする IASB の活動は、社会福祉の最大化につながるといえるかもしれない。しかしながら、実証研究の証拠に裏づけられた包括利益の有用性を否定する見解がある以上、IASB の活動は公共利益理論に沿ったものであるとはいいがたいであろう。また、純利益を廃止しリサイクリングを禁止するという IASB の提案に対して多くの反対意見が内外から寄せられたことを考えると、当該提案が公的需要にもとづいたものであるともいいがたいであろう16。

とはいえ、米国会計基準や国際会計基準では将来、損益計算書のなかから純利益という項目をなくす方向で議論が進んでいることは確かである。最大の理由は、保有株式を売却して利益を底上げするなど経営者の操作余地があるからである。

# 2 包括利益計算書と業績測定

#### 2.1 FASB における包括利益計算書

FASB は 1997 年に SFAS130「包括利益の報告」<sup>17</sup> で、未実現保有損益等の項目を「その他の包括利益」に含めて「包括利益計算書」で報告することを指示している。

包括利益とは、1985年の FASB 概念基準書(Statement of Financial Accounting Concepts) SFAC6によれば、「出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である。それは出資者による投資および出資者への分配から生じる以外の、一期間における持分のすべての変動を含む」(para.70)18としている。

また、FASB は SFAS130 で包括利益の報告方法を一つに限定せずに、損益計算書形式 (Income statement type format)と持分変動計算書形式 (Statement of changes in equity format)の二つを示している。前者の損益計算書形式は、包括利益を企業業績の指針として位置づけた計算書であり、「一計算書方式」(one statement approach)と「二計算書方式」(two statement approach)という二つの選択肢を設定している。

しかし、この包括利益に含まれる「その他の包括利益」は、貸借対照表の資産・負債の時価評価が損益計算書上の利益計算とは独立に決められる場合には、時価評価差額のすべてが年度利益に算入されないかぎり、貸借対照表と損益計算書の間にギャップが生じることになる。つまり、「その他の包括利益」が損益計算書を経由せずに貸借対照表上の純資産に直入されることになると、貸借対照表上の「資本取引によらない純資産の年度の変動額」と損益計算書上の年度利益に乖離が生じることになる。

FASB は 1986 年に金融商品プロジェクトを発足させて以来、1994 年までの間に財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards ) SFAS115 『特定の負債証券および持分

<sup>16</sup> 論述は、山田康裕、前掲書、p.877 に依拠している。

<sup>17</sup> FASB: SFAS No130, Reporting Comprehensive Income, June 1997.

<sup>18</sup> FASB: SFAC No6, Elements of Financial Statement, December 1985.

証券への投資の会計処理』19 を含む多くの基準書を精力的に公表してきた。

しかし、金融商品に限らず、資産や負債を時価評価することは、「未実現の評価損益」を認識(オンバランス)することにつながる。それにともない、「未実現の評価損益」の最終的な帰属(利益か資本か)をどのように考えるか、認識後の資本・利益への算入のタイミングをいつとするか、そしてそれをどのように表示するのかという問題に直面する。

ただし、開示する情報の内容自体は損益計算書形式と同等であり、損益計算書形式を採用している企業との比較可能性はある。それゆえ、SFAS130では持分変動計算書形式による開示も認めている。

いずれの様式を採った場合でも、当期純損益と包括利益という二つの利益数値を実質的に開示することになる。その結果、実体としては未実現損益である資本直入項目が実現した場合には、すでに「その他の包括利益累積額」に算入済みの金額を改めて期間損益計算書に組入れることになり、全期間としては同一の金額を重複して計上することになる。そこで、未実現損益である「その他の包括利益」項目が実現した場合には、実現額をその年度の「その他の包括利益」の中で表示し、「その他の包括利益累計額」から除外しなければならない。したがって、米国ではリサイクリングを義務づけており、そのための手続きが、SFAS130における「再分類修正」である(paras.18-21)。

しかしその後の実務の動向をみても、全米の600社を対象とした包括利益計算書の実務に関するアメリカ公認会計士協会(AICPA)による調査の結果(図表2-1)は、包括利益計算書の開示は普及しつつあるものの、損益計算書形式での開示に対する実務の姿勢は消極的であることがわかる。これは、「その他の包括利益となる資本直入項目が、個々の企業ではコントロールできない外国為替市場や金融商品の動向に起因して認識・測定されるため、経営者は自己の責任ではない起因に基づいて評価されてしまうことを避けるため消極的になっている」<sup>20</sup>ともいえる。

図表 2-1 包括利益計算書の様式に関する実務の動向

	1999年	1998年
持分変動計算書形式 損益計算書形式	406 社	272 社
一計算書方式	26	14
二計算書方式_	65	61
_	497	347
報告書なし	103	253
	600	600

出所: AICPA, Accounting Trends & Techniques 2000, p.429.より一部加筆。

<sup>19</sup> FASB: SFAS No115, Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities, May 1993. 20 大塚成男「米国における包括利益計算書の事例」『企業会計』vol.53 No.7、2001 年、p.37。

#### 2.2 業績測定と有価証券評価差額の会計処理

日本で採用されている基準の中で、「その他の包括利益」に該当する項目は、その他有価証券評価差額金および為替換算調整勘定<sup>21</sup> の増減である。

これらを資本直入する処理が採用されたことにより、日本でもクリーン・サープラス関係が崩れた状態となっており、それを回復しようとするならば、包括利益概念の検討が必要になる。 国際的に包括利益に対する考え方が不統一であることから、日本基準としてどのような考え方を採用するかを主体的に検討する必要がある。特に、「その他有価証券」の評価損益や為替換算調整勘定の増減を業績数値として考えるべきか否かについては、十分な議論が必要である。

このように、日本では一部の企業で包括利益計算書の導入が始まったばかりである。業績測定の考え方については実証研究も含めて国内で論議を深め、国際会計基準の検討にも情報発信できるような論理の構築を図っていくことが望まれる。

これまで考察してきたように、包括利益を開示する手段としては、G4+1案やイギリスが提案する「一計算書方式」が有力な選択肢に見えるが、これには包括利益を業績数値と考えることが前提となる。それを前提とせずに、貸借対照表と損益計算書の連携確保を優先すれば、「持分変動計算書」方式を選択することが現実的な対応となろう。それが米国基準および国際会計基準の現状であった。

「一計算書方式」と「二計算書方式」との比較では、前者のほうが業績概念の一元化に結び付く可能性が高いが、計算書内での区分の設定しだいで多元的な業績開示も可能である。その意味で、両方式の相違は必ずしも本質的ではなく、むしろどのような業績概念を採用するかが大きな問題といえる。

これを前提として、損益計算書と新たな財務表との分担を考えなければならないが、これには二つのアプローチがある。一つは、損益計算書の対象となる利得・損失を決定し、それ以外の利得・損失を新たな財務表の対象とする方法である。他の一つは、逆に新たな財務表の対象となる利得・損失を決定し、それ以外の利得・損失を損益計算書の対象とする方法である。

第一のアプローチを採れば、従来の経営分析に関する知識・経験を無駄にすることなく、新たな財務表は単なる追加的情報とみなすことが可能である。さらに、新たな財務表が未実現の損益を収容する場所を提供し、資産の時価評価と損益計算のギャップを調整し、貸借対照表と損益計算書の連携を保証するという機能を果たすことができるのである。

第二のアプローチでは、新たな財務表の対象となる利得・損失をあらためて決定することになり、新たな財務表に区分すべきか、損益計算書に区分すべきかの議論を先行させざるを得ない。

実現利益概念を放棄してしまうことは、財務会計の主要目的である分配可能利益の算定という利害調整機能を無視する結果となりかねない。その意味で、「企業実態開示機能と分配可能

<sup>21</sup> 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」二の 3、(平成 11年)。

利益算定機能を両立させる手段として包括利益概念の導入を考える」<sup>22</sup> こともできよう。ただし、「分配可能利益算定を目標に収益の計上に実現基準を用いるとき、実現・未実現の区分要件が重要」<sup>23</sup> になる。

そこで以下では、有価証券の評価差額に焦点を絞って、業績測定機能と分配可能利益算定機 能に関連づけて考察する。

### 売買目的有価証券

売買目的有価証券を期末時点で時価評価しこれを当期の損益計算書に計上する会計処理は、 資産の評価基準を時価基準とし収益の計上基準を「発生主義」とする「時価・発生主義会計」 と同じ結果となる。この会計処理は、資産への投資活動から生じた業績を、それが発生した期間に正しく帰属させることのできる会計処理である。

しかし、売買目的有価証券を含む資産の評価差額は、その売却によって初めてキャッシュフローに表出するのであって、少なくとも期末評価時点ではキャッシュフローの金額は未だ確定していない。このような不確定な金額からなる評価差額を実現利益とみることは適当でない。仮に、保有資産の評価差額を未実現利益と規定すれば、「金融商品会計基準」による売買目的有価証券の会計処理方法は、実現利益のみを収容することによって分配可能利益を算定しようとする伝統的な損益計算書に、未実現利益が混入することになる。したがって、そのような損益計算書は分配可能利益算定には必ずしも好ましいものではない。

### その他有価証券

一方、「金融商品会計基準」は、その他有価証券の期末時点における評価差額については、キャッシュフローへの転化のタイミングが売却時点まで遅れることから、評価差額をいったん未実現利益として貸借対照表に計上する。そして、キャッシュフローとして表出した時に、実現利益として確定したものとみなして損益計算書に計上する方法を指示している。この会計処理方法は、資産の評価基準を「原価基準」とし収益の計上基準を「実現主義」とする「原価・実現主義会計」と同じ結果となる。この方法は、伝統的な取得原価主義会計の論理を損益計算書に厳格に適用したものであり、実現収益のみを配当および課税の財源とする分配可能利益算定機能に適合する方法といえよう。

もっとも、有価証券は、「その保有期間の長短という違いはあるとしても、その保有期間中に 生じた時価の変動分は、それが売買目的有価証券でも、その他有価証券であっても、いずれも 有価証券に対する投資の巧拙の結果を示す業績に他ならない」<sup>24</sup> のである。このような観点か らいえば、「その他有価証券」の評価差額に関する「金融商品会計基準」の会計処理方法は、 業績測定利益に算入すべき評価差額の一部を、売買目的有価証券と区別して貸借対照表に計上

<sup>22</sup> 加古宜士「新会計基準と利益概念」『会計』第159巻 第3号、2001年、p.329。

<sup>23</sup> 長谷川茂「時価評価と損益計算」『会計』第153巻 第1号、1998年、p.21。

<sup>24</sup> 加古宜士、前掲書、2001年、p.328。

するよう指示するものである。それでは、業績測定利益の期間帰属を歪めることになり、結果 として、「その他有価証券」は業績測定機能には適合しないことになる。

ここで改めてアメリカの SFAS130 による「包括利益計算書」の機能を示せば、まず、「包括利益計算書」は「当期純利益」と「その他の包括利益」の二つの計算プロセスからなる。ここでの「当期純利益」の計算では、伝統的な原価・実現主義会計の理論と手法を継続的に適用する。しかる後、「その他の包括利益」の計算では、いわゆる時価・発生主義会計による新しい理論と手法が適用され、資産および負債の時価の変動分を損益として積極的に認識・測定する。そのうえで、当期純利益とその他包括利益が合算され、「当期包括利益」を算定するのである。すなわち、業績測定機能と分配可能利益算定機能を同時に遂行する会計の構造を構築することが可能となる。

### 2.3 業績測定とストック・オプションの会計処理

#### 新株予約権

新株予約権は新株の発行に代えて自己株式を移転することができる点で、従来の新株引受権とは異なる。この新株予約権は通常の場合には有償で発行するが、株主総会の特別決議を条件として、取締役会や従業員などに無償で発行することが認められている(「会社法」239 条 1 項、2項)。また「会社法」2条で、新株予約権とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう、と規定している。新株予約権の利用例には、普通社債にこの権利を付加したものとしての転換社債と新株予約権付社債とがある。これらの社債保有者が権利行使を行うと、会社の資本金と純資産が増加する。

会社は新株予約権をストック・オプション(会社の役員や従業員などがその会社の株式を予め定められた価額で取得することを選択できる権利)として利用でき、役員等に付与された新株予約権は、会社の株価が権利行使価格を大きく上回るようになると権利行使される。その権利行使時点で、払込まれた現金預金の額により資本の増加を記録するのが、従来の会計実務である。しかしストック・オプションが労働の対価として付与され、経済的な価値を有する限り、付与された時点からその公正価値に基づいて株式報酬費用(人件費)を計上する必要があるのである。企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」もこの会計処理を規定している。

現行のストック・オプションの公正な評価額は、株式オプション価格算定モデル等の評価技法を利用して算定する。そのためのデータが得られない未公開会社については、本源的価値(対象たる株式の時価が権利行使価格を上回る差額)でこれに代用することができる<sup>25</sup>。

<sup>25</sup> しかしながら具体的事例を示して「どのモデルを用いる場合においても、モデルには多くの仮定条件が必要になるので、企業による数値操作の可能性は十分に考えられ、必ずしも確実で客観的な企業実態を表す数値を提供できるとは断言できない」として財務諸表の信頼性低下を懸念する意見もある。詳しくは、引地夏奈子「ストック・オプションにおける公正価値評価モデルの検討」『企業会計』vol.59 No.3、2007 年、pp.142-149 を参照されたい。

また、会計基準では、権利確定している新株予約権が行使されないまま期限切れになった場合には、新株予約権戻入益を計上するように指示している。損益計算の観点からすれば、これは新株予約権を従来通り負債として扱っているのと同じである。これでは、業績がさえず株価も低迷した結果、新株予約権が行使されないまま期限切れになると、新株予約権戻入益が計上され、場合によっては赤字決算を回避できるかもしれないという、いわば利益の自動安定化装置を組み込む結果となる。事実、2000年に企業の戻入益の計上が多かったとする報告がされている<sup>26</sup>。

ここでは新株予約権の取得者側(新株予約権の発行体以外が取得者になる場合)の会計処理 について言及しておきたい。

新株予約権は、取得時に時価で測定し(「金融商品実務指針」101 項ないし 104 項)、その保有目的に応じて、売買目的有価証券またはその他有価証券として処理する。その後、新株予約権を行使して、当該発行体の株式を取得したときには、当該新株予約権の保有目的に応じて、売買目的有価証券の場合には権利行使時の時価で、またその他有価証券の場合には簿価(「金融商品実務指針」57 項(4))で、株式に振り替える。反対に、新株予約権を行使せずに失効したときには、当該価額を損失として計上するのである。

#### 税法との関係

「ストック・オプション会計基準」の導入に伴い、ストック・オプションの費用計上が法人税法上、損金となるかが問題となった。これについては、平成 18 年 2 月、第 164 回国会に提出された『「所得税法等の一部を改正する等の法律案」について』の要綱で説明されている<sup>27</sup>。ストック・オプションの給与等課税事由は、原則として権利行使時となる。すなわち、ストック・オプション費用を計上する事業年度では、法人税法上、ストック・オプション費用の損金算入は認められず、従業員等が権利行使した時点で初めて損金算入が認められる。

一方、所得税の課税関係では、原則としてストック・オプションの権利行使時に権利行使価額と当該権利行使時の株式時価との差額について給与所得課税がなされ、一定の要件を満たしたいわゆる税制適格ストック・オプションについては、権利行使により取得した株式の売却時に、権利行使価額と売却価額との差額に対して譲渡益課税がなされる。

また、いわゆる税制適格ストック・オプションについては、権利行使した時点では、その課税が繰り延べられ、株式を譲渡した時点で譲渡所得として課税される。したがって、税制適格ストック・オプションにおける法人側の費用が損金算入されることはない。このため、会計上は権利付与時に費用処理されるが、税務上は権利行使時に損金扱いとなるため、税務調整が必要となる。

<sup>26</sup> 詳しくは、野口晃弘「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』vol.58 No.9、2006年、p.65 を参照されたい。

<sup>27</sup> 法人が個人から受ける役務提供の対価として新株予約権を発行した場合には、当該個人においてその役務提供につき所得税法等の規定による給与等課税事由が生じた日において当該役務提供を受けたものとして法人税法の規定を適用することとする(法人税法第54条関係)。

このように、ストック・オプションが利益の自動安定化装置を組み込む結果となる可能性や、会計上と法人税法上の扱いが異なる点を考慮すると、「その他の包括利益」に含めるというプロセスを経て開示場所を検討するという方法も検討されてよい。

### 3 包括利益による企業情報の検証

### 3.1 純利益と包括利益の有用性に関する検証

IASB は国際会計基準として、将来的には「包括利益」を企業業績の最終的な利益とする制度の導入を検討しているが、現段階では純利益を最終利益とする現行の損益計算書も容認する方針を決めた。一方、日本は 2006 年 5 月から施行された新しい会社法により、包括利益に関する情報を損益計算書および連結損益計算書に表示できる道を開いた。「損益計算書等には、包括利益に関する事項を表示することができる」という会社計算規則第 126 条の規定がそれである。

IASB での包括利益に関する議論は未だ進行中であり、現時点では日本企業の財務報告に直接的な影響を及ぼすものではない。しかし、米国会計基準で連結財務諸表を作成している日本企業は、SFAS130 に準拠して包括利益に関する会計情報を既に公表している<sup>28</sup>。

このように「包括利益」の開示に関する議論については、未だ決着していない。その主な原因は、「純利益」と「その他の包括利益」が相互に与える影響が十分実証されていないためであると考える。

図表 3 - 1 をみると、米ダウ 30 社の「純利益」に対する「その他の包括利益」の比は、 - 15%で相互に与える影響は大きくない。反対に、日本 10 社合計の「純利益」に対する「その他の包括利益」の比は 52.4% と高い。特に円換算後 1 社当たりの影響額をみると、「純利益」に対する「有価証券の未実現損益」の比はアメリカは 0%で日本企業は 92.8% と著しく大きい。

このようにアメリカと比較すると、日本企業が包括利益を認識した場合に「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響は非常に大きいことがわかる。

日本の企業は、好況期はなるべく利益を抑え、不況期の利益に備える行動をとることが多い。 すなわち公表される利益・業績を平準化させようとする。株式の相互持合いだけではなく余資 運用の目的で保有する金融商品についても、有価証券の評価損益が包括利益に反映されるなら ば、従来よりも有価証券の保有に慎重な対応をとる企業が現れるだろう。

<sup>28</sup> 米国基準で作成する連結財務諸表は、会社計算規則第 148 条により、会社法上の連結計算書類とすることが許容されている。

図表 3-1 その他包括利益の金額と影響額

#### その他の包括利益の金額(2001年度、日米)

	日本10社	米ダウ30社
	百万円	百万ドル
期末自己資本額	14,508,291	724,523
純利益	(137,836)	128,699
デリバティブ	(7,183)	85
外貨換算調整額	427,949	(7,788)
最小年金負債	(365,069)	(11,484)
有価証券の未実現損益	(127,950)	57
その他	0	(152)
その他の包括利益合計	(72,253)	(19,282)
その他の包括利益合計の	)	
期末自己資本額比	-0.5%	-2.7%
APTILAGIE.	EO 400	1 = 00/

#### **円換算1社当たり影響額** (\$=134.25)、2002年3月末、百万円)

	日本	米ダウ
期末自己資本額	1,450,829	3,242,238
純利益	(13,784)	575,930
デリバティブ	(718)	380
外貨換算調整額	42,795	(34,852)
最小年金負債	(36,507)	(51,391)
有価証券の未実現損益	(12,795)	257
その他	0	(680)
その他の包括利益合計	(7,225)	(86,286)

[注:()はマイナスの数値]

出所:経済産業省企業行動課〔新しい業績報告書に関する調査研究〕2002年、野村総合研究所作成。

そこで、本稿の目的の一つである純利益と包括利益の有用性について検証を行うことにする。 図表 3 - 2 は『日経財務データ<連結>』に収録されている米国会計基準採用企業 37 社から、 とりわけ 7 期以上「その他の包括利益」を開示している企業 24 社を抽出したものである。こ の 24 社の開示データをもとに以下の二項目について検証する。

「その他の包括利益」の内訳を開示する必要性

「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響

·	F = = // = /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /-	A
図表 3 - 2	「その他の句括利益」	・思示会社

1	日本ハム(株)	6	(株)日立製作所	11	日本電気(株)	16	パイオニア(株)	21	(株)リコー
2	(株)ワコール	7	(株)東芝	12	松下電器産業(株)	17	(株)村田製作所	22	伊藤忠商事(株)
3	富士写真フイルム(株)	8	三菱電機(株)	13	ソニー(株)	18	京セラ(株)	23	丸紅(株)
4	(株)クボタ	9	(株)マキタ	14	ティーディーケイ(株)	19	本田技研工業(株)	24	三井物産(株)
5	(株)小松製作所	10	オムロン(株)	15	三洋電機(株)	20	キヤノン(株)	Т	

(注)データは日本経済新聞社 電子メディア局『日経財務データ < 連結 > Ver.2』 (2006年度版)より。決算期はキャノンの12月期以外は、全て3月期である。

#### 3.2 取得原価と包括利益の有用性に関する検証

# 1.「その他の包括利益」の内訳を開示する必要性

これまでは、取得原価をベースにした財務諸表では企業のもつ含み損益を適時適切に表現できないという限界があった。しかし日本においても、金融商品の会計基準は 2001 年 3 月期決算から、貸借対照表に計上されている金融資産の時価評価を義務づけた。この開示の進展に伴い、財務諸表分析において新たな分析指標の算出が可能になり、今までとは異なる分析シグナルが資本市場に送出されると考える。

さらに、企業会計基準委員会は 2006 年 12 月に、貸借対照表の「資本の部」を廃止し、「純 資産の部」を新設する会計基準を決めた29。この基準は、3月期決算企業の場合は、2007年3 月期から適用される。これより、旧「資本の部」をもとに算出する財務指標を用いて企業を比 較検討する場合、注意が必要となる30。

図表 3-3 純資産の部の表示(個別・連結)記載例 個別貸借対照表 連結貸借対照表 純資産の部 純資産の部 I 株主資本 I 株主資本 1 資本金 1 資本金 2 新株式申込証拠金 2 新株式申込証拠金 3 資本剰余金 3 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2)その他資本剰余金 4 利益剰余金 4 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2)その他利益剰余金 ××積立金 繰越利益剰余金 5 自己株式申込証拠金 5 自己株式申込証拠金 6 自己株式 6 自己株式 株主資本合計 株主資本合計 Ⅱ評価・換算差額等 Ⅱ評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益(※) 2 繰延ヘッジ損益(※) 3 土地再評価差額金 3 土地再評価差額金 4 為替換算調整勘定 評価•換算差額等合計 評価·換算差額等合計 Ⅲ新株予約権 Ⅲ新株予約権 IV少数株主持分

純資産合計

(※)繰延ヘッジ損益については、税効果を調整する。

純資産合計

その理由として、新基準の「純資産の部」は、これまでの「資本の部」とは異なり「新株予 約権」、連結決算の場合には「少数株主持ち分」などを含めるためである。

出所:『経理情報』No.1103、2005 年 12 月、p.5 より。

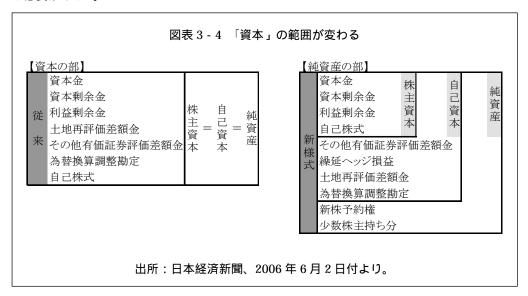
さらに、新基準の「純資産」の中に「株主資本」という項目が設けられたことにより、従来

<sup>29</sup> 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、およびその適用指針「適用 指針第8号」、(平成17年)。

<sup>30</sup> 財務指標関連の見直しについては、成松 淳「会社法の施行等に伴う様式・記載要領の見直し」『経理 情報』No.1118、2006年6月、p.48を参照のこと。

の株主資本とは内容が異なる<sup>31</sup>。このため、例えば株主資本利益率(Return On Equity: ROE)では、従来の株主資本(=従来の自己資本)と、新基準の株主資本とでは異なる数値となる。

したがって、企業の ROE を時系列で比較検討するには、新基準の「純資産」の中から新たに追加された項目を控除し、従来の株主資本に相当する金額を求めて ROE を算出しなければならない。混乱を避けるためにも、新会計基準のもとでの ROE の定義や呼称を新たに創設する必要がある32。



そこで、最初に整理しておかなくてはならないのが ROE の求め方である。『日経財務データ <連結>』はこれまで「株主資本利益率(A)」33 と表記しているが、本稿ではそれを自己資本 利益率(Ji)と呼ぶことにする。求める計算式は以下の通りである。

自己資本利益率(Ji) = 当期純利益 × 100 自己資本合計 2 期平均

(但し、自己資本=従来の株主資本+その他の包括利益累計額)

<sup>31</sup> 例えば、新基準では評価・換算差額金等は株主資本とは区別し、株主資本以外の項目としている。詳しくは、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」33 を参照されたい。

<sup>32「</sup>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」31では、「ROE のみならず、自己資本比率や他の財務指標については、本来、利用目的に応じて用いられるべきものと考えられ、本会計基準の適用によっても、従来と同じ情報は示されており、これまでと同様の方法による ROE などの財務指標の算定が困難になるわけではない」としているが、これまで、単純に資本の部の合計額を分母とて ROE を求めてきた一般投資家にとって、あきらかに算定困難な指標となる。

<sup>33</sup> すでに述べたように、広義における ROE の定義が確定していないため、以下、あえて自己資本利益率 (Ji)と呼称する。

この新様式の自己資本は の株主資本と の評価・換算差額等(=「その他の包括利益累計額」)の合計額である(図表3-3参照)。24 社が開示する「その他の包括利益累計額」とそれ以外の日本企業が開示する「金融商品に限定した時価評価額」とでは当然、開示内容が異なる。自己資本利益率(Ji)を用いて企業評価を行う場合、24 社とそれ以外の日本企業では明らかに整合性に欠ける。したがって、「その他の包括利益累計額」の影響を除去した「旧株主資本利益率(Ka)」を独自に求め、取得原価ベースの資本利益率とする。

旧株主資本利益率(Ka) = 当期純利益 × 100 株主資本合計 2 期平均

(但し、Kaの分母は従来の株主資本と同じである。)

従来の資本合計には「その他の包括利益累計」が含まれているということは、言い換えれば 時価評価された資本合計ということである。もし、「その他の包括利益」の内訳が区分開示さ れていれば、取得原価による資本合計と時価による資本合計の二つに区分して算出できる。

少なくとも FASB が 1997 年に SFAS130『包括利益の報告』を公表するまでは、どの企業も自己資本利益率 (Ji)を用いて比較が可能であったが、時価評価の導入は分析する側を混乱させることになった。

『日経財務データ<連結>』では、ROE に関するもう一つの新しい指標として「株主資本利益率(B)」と表記し比率を算出しているが、本稿ではこれを「純資産利益率(Ju)」と呼ぶことにする。求める算式は以下の通り34。

当期純利益 + その他の包括利益増減額 + 少数株主損益 純資産 × 100

日経財務データのいう「広義の株主資本」とは、分母に少数株主持分を含めた負債以外の投 下額を指しており、新様式の純資産に相当する分母に対応する分子のリターンとして少数株主 損益を加えている。

時価による資本合計を分母にした自己資本利益率(Ji)と、取得原価によって導きだされた 旧株主資本利益率(Ka)とを比較検討することとする。(Ji)の分母には、「その他有価証券評価差額金」、「最小年金負債調整額」、「為替換算調整勘定」、の三つが合算された「その他の包括利益累計額」を含んでいることに留意してほしい。

仮に、「その他の包括利益累計額」の内訳が以下のような場合には、外観的には(Ji) = (Ka) となる。

<sup>34</sup> 同様に ROE の定義が確定していないため、以下、あえて純資産利益率 (Ju)と呼称する。なお、この問題に関する詳細な論攷として次を参照されたい。川崎聖敬「純資産の部の表示に関する会計基準」野村嘉浩「アナリストは「純資産の部」をこう分析する」いずれも『経理情報』No.1106、2006 年 2月、pp.11-18。

#### 経営情報研究 第15巻第1号(2007), 47-80ページ

 「その他有価証券評価差額金」
 = - 4 , 0 0 0

 「最小年金負債調整額」
 = + 1 , 0 0 0

 「為替換算調整勘定」
 = + 3 , 0 0 0

 「その他の包括利益累積額」
 = 0

このように「その他の包括利益」を一行にまとめたのでは、その増減が何を意味するのか明らかでない。すなわち情報として不十分である。さらに、「その他の包括利益」に分類する未実現損益にも実現可能性や実現のタイミングなどにおいて様々なものがある。このような問題を解消するには、「その他の包括利益」の内訳を開示する必要がある。

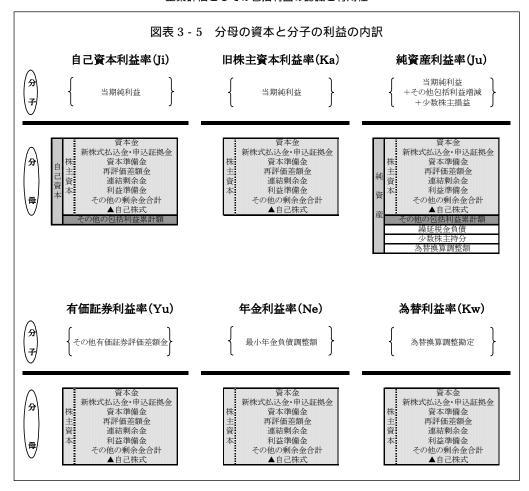
そこで「その他の包括利益」を構成する各要素が当期純利益に対してどれほど影響を与えるのかを検証してみるために、(Ka)と同様に取得原価による資本合計(=従来の株主資本合計)を分母に、分子は「その他の包括利益」の各構成要素とする次の指標も算出する。

有価証券利益率 (Yu) = その他有価証券評価差額金 × 100 株主資本合計 2 期平均

年金利益率(Ne) = 最小年金負債調整額 × 100 株主資本合計 2 期平均

為替利益率(Kw) = 為替換算調整勘定 × 100 株主資本合計 2 期平均

前述までの議論をあらためて可視化すれば、図表3-5のようになる。



### 2.「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響

つぎに、図表3-5で示した6指標(Ji、Ka、Ju、Yu、Ne、Kw)間の相関係数行列を求め、「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響の大小を検証する。データとしては、「その他の包括利益」を開示している24社(図表3-2)を用いる。この6指標間に正の相関が認められれば、時価情報が開示されていないかあるいは「その他の包括利益」が当期純利益にそれほど影響を与えていない可能性を指摘できる。

反対に、個別の包括利益率 (Yu、Ne、Kw)と旧株主資本利益率 (Ka)が負の相関を示す場合は、該当する個別の包括利益が当期純利益に影響を及ぼしていると主張できる。

つまり、仮説を以下のように設定する。

1) 個別の包括利益率 (Yu、Ne、Kw)と株主資本利益率 (Ka)が強い正の相関になる場合は、「その他の包括利益」が当期純利益に影響を及ぼしている可能性は低い。すなわち、経営者の恣意性が介入している可能性は低いといえる。

2) 個別の包括利益率 (Yu、Ne、Kw)と株主資本利益率 (Ka)の相関が低いかまたは負の相関になる場合は、「その他の包括利益」が当期純利益に影響を与えている可能性は強い。 すなわち、経営者による恣意的な操作の可能性があるといえる。

この仮説を検証するために、これまで説明した6指標の各相関を求めることにする。

第一に、24 社の各社別に 7 期データから各指標の相関を求めたのが図表 3 - 6 である。「本田技研工業」は個別の包括利益率 (Yu、Ne、Kw)と株主資本利益率 (Ka)の相関が低い。一方、「キャノン」は、個別の包括利益率 (Yu)と株主資本利益率 (Ka)とが負の相関を示しており、「その他の包括利益」の中でも特に「その他有価証券評価差額金」が当期純利益に影響を与えた可能性が高い。

第二に、年度別に24社のデータから「その他の包括利益」の各要素項目と資本利益率(Ji) (Ka)(Ju)の相関係数を求めたのが図表3-7である。

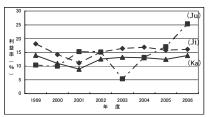
図表 3 - 7 から、2000 年 3 月期において有価証券利益率 (Yu)は株主資本利益率 (Ka)と強い負の相関(-0.54)を示しているのが確認できる。これは先にも述べたように、2001 年 3 月期から有価証券の時価評価が導入されることになったため、その前期に該当企業によるなんらかの恣意的なコントロールがあったと考えられる。また、他の個別の包括利益率(Ne)(Kw)も株主資本利益率(Ka)と強い相関は認められない。このことから、2000 年 3 月期に有価証券を一部売却し当期純利益に影響を与えたが、為替換算と年金負債は当期純利益にそれほど影響を与えていないことになる。このことからも、該当企業は、「その他の包括利益」を用いて当期純利益をコントロールしている可能性が高い。

図表 3-8 は、株主資本利益率と有価証券利益率との相関係数の推移を時系列にグラフ化したものである。傾向的に負の相関から正の相関に移行している。すなわち、1999 年と 2001 年から 2003 年はほぼ無相関に近く、経営者による操作のインセンティブは小さかったのではないか。2004 年はやや負の相関が強く、つまり当期純利益のレベルをみてその他包括利益の恣意性が入った可能性がある。2005 年以降は正の相関基調となり、操作の余地が減じていく傾向にある。

図表 3 - 6 「その他の包括利益」開示会社のデータ

単位:千円

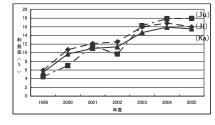
本田技研工業(株)	7期前	6期前	5期前	4期前	3期前	2期前	1期前	最新期
決算期	1999年3月	2000年3月	2001年3月	2002年3月	2003年3月	2004年3月	2005年3月	2006年3月
資本合計	1,763,855	1,930,373	2,230,291	2,573,941	2,629,720	2,874,400	3,289,294	4,125,750
その他の包括利益累計額	-499,182	-574,616	-484,527	-479,175	-763,165	-854,573	-793,934	-407,187
その他有価証券評価差額金	25,672	41,022	16,637	8,730	14,820	36,066	33,744	62,646
最小年金負債調整額	-105,720	-34,962	-81,682	-187,824	-308,513	-225,226	-202,741	-94,056
為替換算調整勘定	-419,134	-580,676	-419,482	-300,081	-469,472	-665,413	-624,937	-375,777
(▲)自己株式				-49	-56,766	-151,665	-19,441	-29,356
少数株主損益								
当期利益	305,045	262,415	232,241	362,707	426,662	464,338	486,197	597,033
	1999年3月	2000年3月	2001年3月	2002年3月	2003年3月	2004年3月	2005年3月	2006年3月
自己資本利益率(Ji)	18.09	14.21	11.16	15.10	16.40	16.87	15.78	16.10
純資産利益率(Ju)	10.39	9.97	15.26	15.10	5.38	13.16	17.07	25.37
旧株主資本利益率(Ka)	13.96	11.01	8.90	12.58	13.24	13.04	12.45	13.86
有価証券利益率(Yu)	1.17	1.72	0.64	0.30	0.46	1.01	0.86	1.45
年金利益率(Ne)	-4.84	-1.47	-3.13	-6.51	-9.57	-6.32	-5.19	-2.18
為替利益率(Kw)	-19.18	-24.36	-16.07	-10.41	-14.57	-18.69	-16.00	-8.72



	(Ji)	(Ju)	(Ka)
自己資本利益率(Ji)	1.0000		
純資産利益率(Ju)	-0.1305	1.0000	
旧株主資本利益率(Ka)	0.9531	0.0675	1.0000
有価証券利益率(Yu)	0.1582	0.2281	0.1074
年金利益率(Ne)	-0.4125	0.5281	-0.3864
為替利益率(Kw)	0.0357	0.5999	0.3065

単位:千円

キヤノン(株)	6期前	b期前	4期削	3期前	2期前	1期前	最新期
決算期	1999年12月	2000年12月	2001年12月	2002年12月	2003年12月	2004年12月	2005年12月
資本合計	1,202,003	1,298,914	1,458,476	1,591,950	1,865,545	2,209,896	2,604,682
その他の包括利益累計額	-108,307	-146,582	-135,168	-166,467	-143,275	-101,312	-28,212
その他有価証券評価差額金	48,699	14,167	-1,859	-1,502	6,487	6,777	4,899
最小年金負債調整額	-29,858	-56,600	-80,649	-96,441	-65,961	-28,338	-7,339
為替換算調整勘定	-127,148	-104,149	-52,660	-68,524	-83,801	-79,751	-25,772
(▲)自己株式			-277	-6,161	-7,451	-5,263	-5,410
少数株主損益	1,899	5,911	2,543	4,577	9,787	14,758	15,123
当期利益	70,234	134,088	167,561	190,737	275,730	343,344	384,096
	1999年12月	2000年12月	2001年12月	2002年12月	2003年12月	2004年12月	2005年12月
自己資本利益率(Ji)	5.96	10.72	12.15	12.51	15.95	16.85	15.96
純資産利益率(Ju)	4.44	7.02	11.57	9.68	16.27	17.89	17.93
旧株主資本利益率(Ka)	5.48	9.73	11.03	11.38	14.64	15.90	15.54
有価証券利益率(Yu)	3.80	1.03	-0.12	-0.09	0.34	0.31	0.20
年金利益率(Ne)	-2.33	-4.11	-5.31	-5.75	-3.50	-1.31	-0.30
為替利益率(Kw)	-9.92	-7.56	-3.47	-4.09	-4.45	-3.69	-1.04

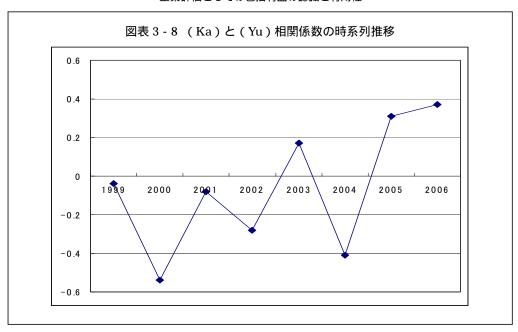


	(Ji)	(Ju)	(Ka)
自己資本利益率(Ji)	1.0000		
純資産利益率(Ju)	0.9582	1.0000	
旧株主資本利益率(Ka)	0.9963	0.9712	1.0000
有価証券利益率(Yu)	-0.8001	-0.6616	-0.7695
年金利益率(Ne)	0.2994	0.4844	0.3710
為替利益率(Kw)	0.8499	0.8475	0.8593

(注)他の22社については紙幅の制約から割愛した。

					サン	プル数 : 24社、単位
1999年/3月期	自己資本利益率(Ji)	純資産利益率(Ju)	旧株主資本利益率(Ka)	有価証券利益率(Yu)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw)
自己資本利益率(Ji)	1.00					
屯資産利益率(Ju)	0.92	1.00				
日旧株主資本利益率(K	1.00	0.92	1.00			
有価証券利益率(Yu)	-0.05	-0.01	-0.04	1.00	1.00	
F金利益率(Ne) B替利益率(Kw)	0.29 -0.15	0.47 0.00	0.27 -0.13	-0.06 0.23	0.03	1.
			旧旧株主資本利益率			
2000年/3月期 目己資本利益率(Ji)	自己資本利益率(Ji)	純資産利益率(Ju)	(Ka)	有価証券利益率(Yu)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw)
也資本利益平(Ju) 地資産利益率(Ju)	0.65	1.00				
日旧株主資本利益率(K	1.00	0.67	1.00			
有価証券利益率(Yu)	-0.54	-0.10	-0.54	1.00		
F金利益率(Ne)	0.16	0.00	0.19	-0.38	1.00	
為替利益率(Kw)	0.32	0.47	0.36	-0.12	0.00	1.
2001年/3月期	自己資本利益率(Ji)	純資産利益率(Ju)	旧旧株主資本利益率	有価証券利益率(Yu)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw)
自己資本利益率(Ji)	1.00		/18//			
吨資産利益率(Ju)	0.64	1.00				
日旧株主資本利益率(K	0.99	0.66	1.00			
有価証券利益率(Yu)	-0.05	-0.32	-0.08	1.00		
年金利益率(Ne)	-0.35	0.34	-0.30	-0.18	1.00	
為替利益率(Kw)	0.00	-0.14	0.09	-0.20	-0.08	1.
2002年/3月期	自己資本利益率(Ji)	純資産利益率(Ju)	旧旧株主資本利益率 (Ka)	有価証券利益率(Yu)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw)
自己資本利益率(Ji)	1.00		(Ka)			
屯資産利益率(Ju)	0.94	1.00				
日株主資本利益率(Ka)	1.00	0.94	1.00			
有価証券利益率(Yu)	-0.27	-0.20	-0.28	1.00		
年金利益率(Ne)	0.46	0.62	0.44	-0.21	1.00	
為替利益率(Kw)	0.00	-0.22	-0.01	-0.17	-0.29	1.
2003年/3月期	自己資本利益率(Ji)	純資産利益率(Ju)	旧株主資本利益率(Ka)	有価証券利益率(Yu)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw)
自己資本利益率(Ji)	1.00					
吨資産利益率(Ju)	0.77	1.00				
日株主資本利益率(Ka)	1.00	0.78	1.00			
有価証券利益率(Yu)	0.16	0.04	0.17	1.00		
年金利益率(Ne)	0.44	0.84	0.44	-0.28	1.00	
為替利益率(Kw)	-0.43	-0.30	-0.39	0.32	-0.36	1.
2004年/3月期	自己資本利益率(Ji)	純資産利益率(Ju)	旧株主資本利益率(Ka)	有価証券利益率(Yu)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw
自己資本利益率(Ji)	1.00					
纯資産利益率(Ju)	0.34	1.00				
日株主資本利益率(Ka)	0.99	0.26	1.00			
有価証券利益率(Yu)	-0.39	0.21	-0.41	1.00		
年金利益率(Ne) 為替利益率(Kw)	-0.06 -0.06	-0.67 0.26	0.06 -0.01	0.14 -0.24	1.00 -0.25	1.
2005年/3月期 自己資本利益率(Ji)	自己資本利益率(Ji) 1.00	純資産利益率(Ju)	旧株主資本利益率(Ka)	有Im証券利益率(Yu)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw)
ヨロ貝本利益率(Ju) 純資産利益率(Ju)	0.98	1.00				
元月座刊量平(Su) 日株主資本利益率(Ka)	0.99	0.96	1.00			
自体工具本利益平(Na) 有価証券利益率(Yu)	0.25	0.90	0.31	1.00		
F金利益率(Ne)	0.39	0.34	0.41	0.13	1.00	
	0.14	0.13	0.16	-0.42	-0.13	1
9首刊益率(Kw)	自己資本利益率(Ji)	純資産利益率(Ju)	旧株主資本利益率(Ka)	有価証券利益率(V)	年金利益率(Ne)	為替利益率(Kw
	コレスケツ亜牛(リ)	9-63-67-17-12-4- (UU)	in 小工具个判置中(Na)	13	1- 35 4.3 mr.de (1AC)	*** = 13 == (FW
2006年/3月期	1.00					
2006年/3月期 自己資本利益率(Ji)	1.00 0.98	1 00				
2006年/3月期 自己資本利益率(Ji) 前資産利益率(Ju)	0.98	1.00	1 00			
為替利益率(Kw)  2006年/3月期  自己資本利益率(Ji)  申資產利益率(Ju)  相株主資本利益率(Ka)  与価証券利益率(Yu)	0.98 0.99	1.00 0.97 0.41	1.00	1.00		
2006年/3月期 自己資本利益率(Ji) 純資産利益率(Ju) 日株主資本利益率(Ka)	0.98	0.97		1.00 0.08	1.00	

企業評価としての包括利益の認識と有用性



他方、金融商品会計の実態を浮き彫りにすることを目的に、浦崎 (2002) 35 が行った上場企業に対するアンケートによる調査も、該当企業の持ち合い株の放出が 2000 年に最も多かったと報告している。それによると、調査は上場企業を母集団として、一定の条件で無作為に抽出した企業を対象に実施した。サンプル数は、東京証券取引所が 319 社、大阪証券取引所が 185社、合計 504 社であった。そのうち回答があった 79 社の調査結果である。この調査結果をまとめたのが図表 3 - 9 である。

図表 3-9 持合株式の調査結果 持合株式の放出が 最も多かった期間 株式持合い減少の理由 期間 社数 社数 1990年 1 持合株式の時価評価によって含み損が表面化してしまう 10 1996年 2 バブル崩壊後株式市場が低迷し含み益を期待できないから 1997年 3 機関投資家から株式の持合を非効率な資金運用と批判されているため 1999年 4 業績不振のカバーを目的として売却したため 2000年 17 5 持合株式の時価評価によって含み益が表面化してしまうため 2001年 出所:浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2002年、p. 320をもとに作成。

35 調査結果の詳細は、浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2002年、pp.305-320を参照されたい。

図表 3 - 9 をみると、持ち合い株式の放出がもっとも多かった期間は 2000 年であり、その主たる要因は、持ち合い株式の時価評価導入によって一気に含み損が表面化することを懸念した経営者の行動であったと推測される。

## 3.3 比較分析からみた情報開示と包括利益の問題

#### 1. リサイクル

従来の取得原価ベースでは表面化しなかった企業の含み損益が、部分的にせよ財務諸表で認識されることにより新たな情報が得られるのは確かである。

しかし問題は、未実現損益が期中にどの程度実現し当期純利益に反映したかである。すなわち、期末の「その他包括利益の累計額」の増減が、期中の未実現損益の実現による増減であるのか、あるいはすでに保有するものの時価の変動による増減なのか、事実関係を詳細に開示する必要がある。一度「その他の包括利益」に繰り入れた未実現保有利得が実現したときには、当該金額を「その他の包括利益」から控除して純利益に実現利益として繰り入れる再分類調整(いわゆるリサイクル)が行われ、なおかつその価額が判明しなければ、この分析の立証を裏付けることは困難である。その意味でアメリカのいうリサイクルすることの意義があるといえる。

### 2.利益情報と時価情報

FASB は、財務報告の目的を SFAC1『営業利益の財務報告の目的』において、「財務報告は、現在および将来の投資者、与信者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない。情報は、経営活動および経済活動を正当に理解し、また正当な注意を払ってその情報を研究することを厭わない者にとって理解可能なものでなければならない」(para.34)36 と表明している。

考察したように、「当期純損益」と「その他の包括利益」を区分し、リサイクルした金額が開示されていれば、有用な情報を得られる可能性は高まる。その意味において、FASB は財務報告の目的に沿って有用な情報を提供する方法の一つとして、「当期純損益」と「その他の包括利益」とを区分開示する包括利益計算書の議論を盛んに行ってきたといってよい。

貸借対照表の純資産に開示される「その他の包括利益」は、「資産は正味実現可能価額で、負債はその債務の額で計上すべきとする、資本=清算時純資産余裕説の観点からすれば、その目的に適合する」<sup>37</sup> とも考えられる。しかし、貸借対照表を企業の「清算価値の一覧表」としてしまうことは、辻山(2000)が指摘するように「企業がこれまで担ってきた筈の、ゴーイング・コンサーンを前提にした企業価値の評価と業績評価のための情報提供という、より本質的な機

<sup>36</sup> 平松一夫・広瀬義州 訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年、p.26。

<sup>37</sup> 弥永真生「商法における配当可能利益算定目的と開示目的」 『会計』第153巻 第2号、1998年、p.188。

能と必ずしも相容れるものではない」38 のである。

SFAS130によって包括利益の報告が制度化されたが、そこでは、依然として純利益に重要な意味をおいている。つまり、「純利益あるいは広い意味での実現利益は、投資家の事前の期待が実際にどこまで達成されたのかということを確認するための情報としての機能を担わされ続けている」39。問題は、利益情報と時価情報がどのような関係をもち、どのような構造のなかで測定するかである。その意味では、SFAS130の「二計算書方式」による「包括利益計算書」は、利益情報と時価情報の関係を測定する場所を提供する最も有効な財務表といえよう。

# 4 企業評価からみた包括利益の認識と有用性

#### 4.1 包括利益の認識と有用性

これまで多くの研究者が企業の有価証券による利益平準化を論証してきた<sup>40</sup>。時価会計導入 後は保有目的に関らず、有価証券を利益調整に利用することは困難となる。

そこで次に問題となるのがアメリカのいうリサイクルである。リサイクルが行われた場合、「その他の包括利益」がどの程度、当期純利益に反映したのか明確に判断できる。この開示がなければ、今回のような分析を用いて検証せざるを得ない。そこには、「その他有価証券」の期末の累計額増減が、期中の売買による増減であるのか、すでに保有するものの時価の変動による増減なのか事実関係を詳細に開示する必要性があった。

「その他の包括利益」が実現利益と並存するメリットとしては、さしあたり次の二点を挙げることができよう。 従来の業績利益と処分可能利益を区分できる。 利益情報と時価情報の関係を測定することができる。

他方、利益数値と株価形成の関連性を調査した実証研究の結果もまた、資本直入項目の「その他の包括利益」の目的適合性について否定的な結論を導いている<sup>41</sup>。具体的には、持ち合い株式等のその他有価証券に係る資本直入項目である「その他有価証券時価評価差額金」に相当する金額の期中変化と株価動向の関連性を調査した実証研究は、当期純利益を所与とすれば、

<sup>38</sup> 辻山栄子「財務報告の信頼性と時価情報・利益情報」『会計』第157巻 第4号、2000年、p.486。

<sup>39</sup> 辻山栄子、前掲論文、p.493。

<sup>40</sup> 利益平準化の実証分析については、稲岡 潔・其浦正幸「利益平準化手段と時価評価導入効果の実証分析」『経営情報研究』8(2)、2001年を参照されたい。

<sup>41</sup> わが国の包括利益に関する価値関連性の研究としては、若林(2001) 若林(2002) 井手(2004)がある。若林(2001)と若林(2002)は為替換算調整勘定と有価証券評価差額に当期純利益に加えた包括利益と当期純利益との情報内容を比較し、当期純利益の方が株価形成によりよく反映されるという分析結果を得ている。他方、井手(2004)は製造業にサンプルを絞り込むと、包括利益のほうが当期純利益よりも価値関連性が高いことを報告している。このように最近の研究は当期純利益と包括利益の情報内容を比較した場合、包括利益のほうがむしろ当期純利益よりも、株価形成によりよく反映されているという結果を報告する傾向にあると報告している。詳しくは、若林公美「包括利益に関する利益調整行動」『会計』第169巻第6号、2006年、p.44を参照されたい。

時価評価差額の期中変化額は株価形成に対して統計的に有意な関係が見出されなかったことを 報告している。

当期純利益と資本直入項目変動額の間で実証結果に相違が生じている理由として、桜井(2002)は次のように指摘している。当期純利益の大部分を占める事業の利益計算は「発生主義会計に準拠して収支を期間分配することにより、独自の新情報を生産して市場参加者に提供しているが、資本直入項目の変動額は市場で生じた価格変動を受動的に受け入れて集計した結果にすぎない。したがって、資本直入項目の残高が意味を持つとしても、期中変動額は何ら新情報を伝えることにはならない」42からである。

しかしながら、本稿で分析したように SEC 基準による日本企業に限っては、「その他の包括利益」と「実現利益」から、新情報を伝える可能性のあることは否定できない。

「その他の包括利益」とされる項目の多くが、市場価格の変動に起因する未実現損益であるとすれば、当期純利益にこれを加算した包括利益の変動性は、当期純利益よりも一層ボラティリティが高まる。期間によって激しく変動する包括利益が業績尺度として定着すれば、経営者はより一層、市場の変化に敏感にならざるを得ない。そこには、経営者が財務成果の平準化を目的にして利益の管理(earning management)を行う可能性がある。このような問題も、リサイクルを組み入れた「その他の包括利益」と「実現利益」とを並存させた財務表を開示することにより、相当程度は解決されると考える。

### 4.2「その他の包括利益」の認識範囲と処理

「その他の包括利益」として報告すべきか否かを検討する必要のある項目には、様々なものがある。ここではさしあたり日本で現在採用している基準の中で、「その他の包括利益」に該当する項目が、その他有価証券評価差額金および為替換算調整勘定であることから、この2点を中心に、「その他の包括利益」の認識範囲と処理について考察する。

## 1. 有価証券の評価差額

アメリカでは、SFAS115『特定の負債証券および持分証券への投資の会計処理』43 において、公正価値が容易に決定可能な持分証券とすべての負債証券を対象にして、それらを満期保有有価証券、売買目的有価証券および売却可能有価証券の三つに分類する。満期保有有価証券とは、

「報告企業がそれらの有価証券を満期まで保有する積極的な意思および能力をもつ」(para.7) 負債証券であり、これには償却原価法が適用される。したがって、満期保有有価証券以外の負 債証券と、公正価値が容易に決定可能な持分証券への投資は、売買目的有価証券か売却可能有 価証券に分類される。売買目的有価証券とは、「主として近い将来に売却するために購入し保有 される有価証券であり、……一般的に短期間の価格差に基づいて利益を生み出すことを目的と

<sup>42</sup> 桜井久勝「1株当たり利益情報と財務分析」『企業会計』vol.54 No.12、2002年、p.24。

<sup>43</sup> FASB:SFAS No115, Accounting for Certain Investment in Debt and Equity Securities, May 1993.

している」(para.12a)。この売買目的有価証券は公正価値によって評価し、評価差額はその期の純利益に含める。売却可能有価証券とは、「売買目的有価証券、あるいは満期保有目的証券のいずれにも分類されない投資」(para.12a)であり、これらは、公正価値によって評価するけれども、その評価差額は「その他の包括利益」とする。

このように FASB は、市場から完全に切り離され将来キャッシュフローが確定している満期保有有価証券を除いてすべて公正価値によって評価する。その上で、評価差額の処理方法に関しては、経営者の保有意図に基づいて、短期売買目的の有価証券の評価差額は損益計算書において報告、それ以外の理由で保有する有価証券の評価差額は損益計算書外項目として報告するのである。の当該評価差額を損益計算書外項目とする理由について、FASB は一部の資産の公正価値の変動を利益に報告し、負債については全く報告しないことによる潜在的ボラティリティに関する懸念が存在するためである(para.79)と説明する。つまり、資産と負債を総合的に管理している現代の財務管理の状況を考えれば、長期負債が公正価値により評価替えされない以上、それと対になるであろう売却可能有価証券の評価差額も損益計算書に計上するべきではないという考え方に立っている。

日本の「金融商品に係る会計基準」において、いわゆる「その他有価証券」は時価評価するとともに、その時価評価差額は実現時まで資本直入する。この処理は、評価損益を稼得利益に含めずに、つまり業績利益の外で認識する SFAS130 に類似した処理であるといえる。3 で検証したように、当期純利益に影響を及ぼす可能性を考慮すれば、当該項目を「その他の包括利益」として区分表示する必要はある。

#### 2. 為替換算差額

日本において為替換算調整勘定は、「国際的な会計基準との調和化や財務諸表の比較可能性の確保などの観点を重視するとの要請をも考慮し、資本の部に計上する」44 こととされた。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」では、「評価・換算差額等」45 は、払込資本ではなく、かつ、未だ当期純利益に含められていないことから、株主資本とは区別し、株主資本以外の項目とされた(第33項)。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の「結論の背景」(第33項)によれば、「その他包括利益累積額」として表記することも検討されている。今後、財務諸表利用者の関心が包括利益と純資産の関係に及ぶとすれば、包括利益としての報告が要求されるであろう46。

この項目が業績評価の対象でないのであれば、包括利益計算書から除外すべきとも考えるが、 金融商品や他の項目と連動することを考慮すれば、当該項目を「その他の包括利益」として区 分表示する必要性も認められよう。

<sup>44</sup> 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」二の3、(1999年)。

<sup>45</sup> 評価・換算差額等には為替換算調整勘定等が含まれる「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(第8項)。

<sup>46</sup> 例えば、田中健二「評価・換算差額等について」『企業会計』vol.58 No.9、2007 年、p.56、でその可能性を示している。

#### 3. その他の項目

現物有価証券はそれを取得した当初から時価に見合う価値を有しているが、デリバティブ取引にかかわる契約には、将来における取引の履行を約束しただけにすぎない。すなわち、デリバティブに関する契約は、はじめはオフバランス項目になる。しかし、時の経過とともに経済環境が変化すれば、先に取り交わした契約が正または負の価値をもつようになる。

2000 年 12 月に FASB は、SFAS138『金融派生商品(デリバティブ)及びヘッジに関する会計処理』47 を公表した。SFAS138 は、金融派生商品およびヘッジ活動の会計処理ならびに開示について規定しており、すべての金融派生商品を公正価値で資産または負債として貸借対照表に計上することを求めている。このことを受けて、米国会計基準で財務諸表を作成する日本企業は、金融派生商品の公正価値の変動額を、ヘッジ効果の有無とヘッジ取引の内容により、各期の損益または「その他の包括利益」(損失)に計上し、すべてのヘッジ効果のない部分は、損益に計上することになった。

すでに考察したストック・オプションも、業績評価という観点からすれば、「その他の包括利益」に含めるというプロセスを経て開示場所を検討するという方法もとられてよいであろう。 この他にも、「その他の包括利益」にすべきか検討の余地はあるものの、包括利益が重要視される今日では「その他の包括利益」の認識科目が追加される可能性はあるだろう。

### 4.3 包括利益計算書の必要性と日本基準の方向

FASB は金融商品の時価評価に伴いクリーンサープラス関係が乱され、貸借対照表と損益計算書の連携が崩れることを懸念して、包括利益プロジェクトを発足させた。そもそも FASB における時価評価論は、金融商品の資産特性が非金融商品のそれとは異なる現実に着目し、その時価と時価の変動差額はいずれも未実現の段階であっても会計情報として意味のあるもの、という見解に立脚して制度化されたものである。

しかし、現実には、金融資産の市場価額の変動の中にはキャッシュフローの実現を意味しない特別なケースが存在する。そのため、金融商品を公正価値で評価した損益の一部を純利益ないし稼得利益には含めずに「その他の包括利益」に含めて表示する必要性は依然として残されていることも事実である。

また、このように金融資産の市場価額の変動がキャッシュフローの実現を意味しない特別なケースが存在する以上、金融商品を公正価値で評価した損益の一部を純利益ないし稼得利益には含めずに「その他の包括利益」に含めて表示する必要性は依然として残されている。「それは貸借対照表の持分の変動と損益計算書の利益のクリーンサープラス関係を維持するための調整項ないしは整理箱の役目を果たしている」48。ただし、これが純利益としての要件を満たした場

<sup>47</sup> FASB: SFAS No138, Accounting for Certain Derivative Instruments and Certain Hedging Activities-an amendment of FASB Statement, No.133 December 2000.

<sup>48</sup> 企業財務制度研究会「包括利益をめぐる論点」『包括利益研究委員会報告』1998 年 8 月、p.73 より。

合、つまり実質的なキャッシュフローとみなされる段階では、その金額は純利益に振り替えるいわゆるリサイクルが必要になる。包括利益の制度化は、従来は利益としての情報内容から接近していた資産負債の評価問題を、別の角度から検討できる余地を生んだことになる。

わが国では、経営者は当期純利益を利益調整の対象にしており当該利益を重視していることが確認されている一方で、包括利益に関しては同様の利益調整行動はみられないという研究結果がある<sup>49</sup>。その理由としては、1 つは、わが国では時価評価差額項目は純資産において認識されており、包括利益の開示がいまだ義務付けられていないこと。2 つは、包括利益に関する実証分析は始まったばかりであり、蓄積が少ない点が指摘できる<sup>50</sup>。

近年、持分の変動をすべて財務業績として利益に含めるという考え方が国際的に強まってきた。このような考えに従えば、もはや「分配可能利益の表示という機能は果たしえない」51。その場合、会計の目的と役割について今一度考え直さなければならないであろう。利益というものは、もともと経営者の意図や見通しを伝える情報でもあった。投資家はそこに利益情報の有用性を求めてきたのである。

かつて企業会計原則に基づく日本の損益計算書には、現行の経常利益の算定に至る部分だけが表示され、特別損益項目や税金費用は利益剰余金計算書に収容されていたが、1963年の改訂により現行の方式になった。この改訂は、当期業績主義から包括主義への変更と言われるが、当期業績主義に基づく利益は、包括主義の損益計算書の中で経常利益として継承された。これと同様に、貸借対照表との連携を維持するために、フロ・の計算書の末尾を包括利益とするとしても、それに至る途上で現行の当期純利益を区分表示することは有意義である。そのためには「その他の包括利益」のリサイクリングが不可欠である52。

今後も新たな「その他の包括利益」の認識科目が追加検討される可能性が残っている以上、 業績利益算定の場として「その他包括利益項目」を「包括利益計算書」の中で開示する必要性 はある。

少なくとも日本においては、実証研究の観点からみても、企業評価を行う新たな財務表としてリサイクルの表示も含めた「包括利益計算書」が必要不可欠と考える。参考までに、日本証券アナリスト協会が会員アナリストを対象に 2006 年 9 月に実施したアンケート調査結果を次に掲げて本稿を閉じることにしたい。

<sup>49</sup> 若林公美、前掲書、pp.854-855。

<sup>50「</sup>日本の会計基準は、当期純利益が最も重要な利益概念として実務に深く定着しており、株価形成との強力な関連性が実証的にも裏付けられていることを理由に、当期純利益の測定と表示を存続させている」と指摘している。桜井久勝「概念フレームワークのコンバージェンス」『企業会計』vol.59 No.1、2007年、p.82 より。

<sup>51</sup> 中村 忠『制度会計の変革と展望』白桃書房、2001年、p.56。

<sup>52</sup> 桜井久勝「包括利益の報告と企業評価」『JICPA ジャーナル』No.613、2006 年、pp.85-86。

#### 図表 4 1 包括利益と当期純利益

現在、日本の財務報告における損益計算書(P/L)の最終行(ボトムライン)は当期純利益ですが、国際的には、これを包括利益に代えるべきかどうか検討しています。こうした検討についてどう思いますか。

※包括利益:現在の日本の会計基準に則して言えば、当期純利益に、資本直入されている「その他有価証券評価差額金」「為替換算調整勘定」の当期変動額(これらは総称して「その他包括利益」と呼ばれる)を加減するもの。包括利益は、「資本の部」の変動額(増資や配当支払い等の資本取引は除く)と一致する反面、株式相場や為替レートによって当期純利益より大きく変動することがある。

(%)

А	賛成。包括利益をボトムラインとするとともに、当期純利益は廃止すべきである。	5.0
В	賛成だが、当期純利益と包括利益の双方を開示すべきである(ボトムラインとし、当期純 利益はサブトータルとして示す)。	53.7
С	反対。現状どおり損益計算書のボトムラインは当期純利益とすべきである(包括利益は、株主資本等変動計算書や剰余金計算上で開示するか、注記で開示する)。	32.9
D	反対。包括利益は特段必要なく、損益計算書のボトムラインは当期純利益のままでよい。	3.8
Е	よくわからない。	4.2
F	その他。	0.4

出所:金子誠一「わが国の証券アナリストは「会計基準」をこうみている」『経理情報』 No.1103、2005 年 12 月、p.46。

#### おわりに

本稿は、米国会計基準を採用する日本企業の財務データから、有価証券の評価差額に焦点を 絞り、「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響を検討することと、企業評価からみた包 括利益の認識とその有用性を明らかにすることを目的に実証的に考察した。

まず、「その他の包括利益」が当期純利益に与える影響に関する分析では、「その他有価証券」が当期純利益に影響を与えた可能性を指摘した。そこで問題となったのは、アメリカのいうリサイクルである。リサイクルが行われた場合は、「その他の包括利益」がどの程度当期純利益に反映したのかが明確に判断できる。この開示がなければ、今回のような分析を用いて検証せざるを得ないのではないか。「その他有価証券評価差額金」の期末の累積額増減が、期中の売買よる増減であるのか、あるいはすでに保有するものの時価の変動による増減なのか事実関係を詳細に開示する必要性があった。

このような結果から、企業評価からみた包括利益の認識は「その他の包括利益」を実現利益と

並存させることが望ましいと考える。理由は2つ、 従来の業績利益と処分可能利益を区分できる、 利益情報と時価情報の関係を測定することができる。

その意味において、SFAS130の「二計算書方式」による「包括利益計算書」は、利益情報と時価情報の関係を測定する場所を提供する最も有効な財務表といえる。

特に、わが国においては、3で指摘したように米国会計基準適用会社を中心に「その他の包括利益」を開示しており、財務指標の分析と比較可能性の点で、評価し利用する側を混乱させている。それは結果として、財務諸表分析に新たな指標の導入を促しているのである。今後ますます実証分析の蓄積を経て、多くのステークホルダーの意思決定に有用な財務情報を与えるであるう。

本稿の作成にあたり、われわれの経営会計研究会メンバーである川口大介氏(上村久夫税理士事務所)には、会計データの解析処理と検討に多くの協力を得た。記して謝意を表したい。

# 参考文献

飯野利夫『財務会計論(三訂版)』同文舘、1993年。

石川純治『時価会計の基本問題』中央経済社、2000年。

稲岡 潔『経営分析と情報化の実証研究』白桃書房、1999年。

浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2002年。

岡村忠生『法人税法講義(第2版)』成文堂、2006年。

金子 宏『租税法(第12版)』弘文堂、2007年。

桜井久勝『会計利益情報の有用性』千倉書房、1991年。

武田隆二『最新 財務諸表論(第10版)』中央経済社、2005年。

辻山栄子「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」( 斎藤静樹『討議資料財務会計の 概念フレームワーク』) 中央経済社、2005 年。

中村 忠『制度会計の変革と展望』白桃書房、2001年。

平松一夫・広瀬義州 訳『FASB 財務会計の諸概念 ( 増補版 )』中央経済社、2002 年。

広瀬義州『財務会計(第6版)』中央経済社、2006年。

岩崎 勇「財務業績と包括利益計算書」『会計』第154巻 第3号、1998年。

稲岡 潔・其浦正幸「利益平準化手段と時価評価導入効果の実証分析」『経営情報研究』8(2)、 2001年。

浦崎直浩「包括利益計算と財務業績報告の国際的動向」『商経学叢』第 46 巻 第 1 号、1999 年 7月。

荻原正佳「包括利益概念の日本への導入に関する論点」『企業会計』vol.53 No.7、2001年。 加古宜士「新会計基準と利益概念」『会計』第159巻 第3号、2001年。

金子誠一「わが国の証券アナリストは「会計基準」をこうみている」『経理情報』No.1103、2005年 12月。

川北英隆「投資家からみた包括利益」『企業会計』vol.53 No.7、2001年。

川村義則「包括利益の概念とその報告をめぐる問題」『会計』第 154 巻 第 2 号、1998 年。

企業財務制度研究会「包括利益をめぐる論点」『包括利益研究委員会報告』 1998年8月。

高野恵司「包括利益計算書における保有損益の認識に関する一考察」『産業経理』vol.63 No.3、2001年。

佐藤信彦「包括利益概念と利益観」『企業会計』vol.53 No.7、2001年。

佐藤信彦「時価情報と業績報告」『会計』第169巻 第1号、2006年。

斉野純子「実現の位置づけの変化と財務業績の特質」『会計』第162巻 第9号、2002年。

桜井久勝「1株当たり利益情報と財務分析」『企業会計』vol.54 No.12、2002年。

桜井久勝「包括利益の報告と企業評価」『JICPA ジャーナル』No.613、2006 年。

桜井久勝「概念フレームワークのコンバージェンス」『企業会計』vol.59 No.1、2007年。

田代樹彦「包括利益と会計処理 - 有価証券とデリバティブ」『企業会計』vol.53 No.7、2001 年。

田中健二「評価・換算差額等について」『企業会計』vol.58 No.9、2007年。

谷本真一「その他有価証券の時価評価」『企業会計』vol.53 No.10、2001年。

辻山栄子「財務報告の信頼性と時価情報・利益情報」『会計』第 157 巻 第 4 号、2000 年。

徳賀芳弘「業績報告のあり方について - 包括利益か純利益か - 」『企業会計』vol.59 No.1、 2007年。

日本公認会計士協会「JWG ドラフト基準[金融商品及び類似項目]に対するコメント」『JICPA ジャーナル』No.556、2001 年 11 月。

野口晃弘「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』vol.58 No.9、2006年。

長谷川 茂「時価評価と損益計算」『会計』第153巻 第1号、1998年。

濱田弘樹「財務分析指標の妥当性に関する一考察」『会計』第 157 巻 第 6 号、2000 年。

引地夏奈子「ストック・オプションにおける公正価値評価モデルの検討」『企業会計』vol.59 No.3、2007年。

山田辰巳「金融商品の時価評価と利益概念」『会計』第159巻 第3号、2001年。

山田康裕「業績報告の新展開と純利益の意味」『会計』第170巻 第6号、2006年。

若林公美「包括利益に関する利益調整行動」『会計』第169巻 第6号、2006年。

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA): *Accounting Trends & Techniques*, 2000.

Accounting Standards Board: Reporting Financial Performance, FRED22, December 2000.

Byrnes, N., and D. henry. Confused About Earnings?, Business Week, November 26,2001.

FASB: SFAS No130, Reporting Comprehensive Income, June 1997.

Johnson and Lennard, *Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions*, Financial Accounting series, January 1998.

IASC: Joint Working Group(JWG) of standard-setters *Financial Instruments and Similar Items*, December 2000.

IASB: Board Decisions on International Financial Reporting Standards, IASB Up-date, November 2005. November 2005.

Exposure Draft, A Revised Presentation; Amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements, IASB. March 2006.

JIG: *Presentation by JIG Members: What Does Net Income Mean?*, Agenda Paper 1, FASB 2005.

JIG: *Net Income, Other Comprehensive Income, and Recycling,* Agenda Paper 1, FASB 2006.

IASB/FASB: Joint IASB&FASB Performance Reporting Staff (2004) *Minutes of the April* 22, 2004 Board Meeting, FASB. April 2004.

IASB/FASB: Joint IASB&FASB Performance Reporting Staff (2005) *Minutes of the June* 15, 2005 Joint International Group on Performance Reporting, FASB. April 2005.

# 経営情報研究 第15巻第1号(2007),47-80ページ

IASB/FASB: Joint IASB&FASB Performance Reporting Staff [ 2006], *Information for Observer, Performance Reporting (Agenda Paper 6)*, IASB. *Minutes of the April 5, 2006 Financial Performance Reporting by Business Entities Meeting*, FASB. April 2006.

IASB/FASB: Joint IASB&FASB Performance Reporting Staff ( 2006 ), Financial Performance Reporting (Agenda Paper 6/FASB Memorandum 44). October 2006.